

総合特別区域基本方針の一部変更について(平成27年8月28日 閣議決定)

1. 構造改革特別区域法の改正に伴う特例措置の削除

<国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律附則第11条>

新たに構造改革特別区域の特例(※)として措置されることに伴い、総合特別区域の特例が削除されることから、別表1及び別表2から削除する。

※構造改革特別区域基本方針の別表1に示される規制の特例措置は、総合特区法第14条の2又は第37条の2に基づき、総合特区においても活用が可能。

既に、地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業を定めた区域計画認定を受けている場合は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律附則第12条の規定により、改正後の総合特別区域法第35条第10項の認定を受けたものとみなす。

総合特別区域通訳案内士育成等事業

別表1・2 【構造特区で措置】

- | | |
|--------------------------|---|
| ①札幌コンテンツ特区(札幌市) | ②和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区(和歌山県) |
| ③九州アジア観光アイランド総合特区(九州7県他) | ④国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区(大阪府、泉佐野市) |
| ⑤奈良公園観光地域活性化総合特区(奈良県) | ⑥「森里海連環 高津川流域ふるさと構想」特区(益田地区広域市町村圏事務組合) |

通訳案内士(国家資格)でない者であっても、地域の実情に応じて地方公共団体が独自に実施する研修を修了すれば、特区内において、外国人に対し、外国語で有償ガイドを行うことが可能。(通訳案内士法の特例)

2. 全国において実施することとされた規制改革の追加

特区からの提案を踏まえ、国と地方の協議を通じて、講ずることとされた規制改革のうち、全国において実施することとされた規制改革について、特区における協議の成果として別表3に追加する。

水力発電設備設置時のダム水路主任技術者選任不要化

別表3 【全国で実施】

・栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区(栃木県) 【平成26年春「国と地方の協議」に提案】

土地改良法に基づき管理されている農業用排水施設(ダムを除く。)に水力発電設備を設置する場合、設置者の如何を問わず、**ダム水路主任技術者(※)の選任を不要とする。**(電気事業法施行規則の関係告示)

※ダム水路主任技術者

電気事業法に基づき、水力発電所の水力設備(ダム、導水路、サージタンク及び水圧管路等)の工事、維持及び運用に係る保安の監督を行う者であり、安全の確保及び電力の安定供給を図るのが目的の資格。本資格の交付については、試験は実施しておらず、申請により学歴及び実務の経験に応じてなされる。

(電気事業法(昭和39年法律第170号)第44条)

3. 特区における規制の特例措置の一部改正

特区からの提案を踏まえ、国と地方の協議を通じて、講ずることとされた規制の特例措置のうち、外国人の受入促進等を目的とした在留資格の整備等を行う出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成26年法律第74号)の施行(平成27年4月1日)に伴う別表の改正等を行う。(出入国管理及び難民認定法関連省令及び告示の特例)

※高度外国人材のための新たな在留資格「高度専門職」の創設や、在留資格「投資・経営」の改正、在留資格「技術」・「人文知識・国際業務」の一本化を行うもの。

①外国企業進出促進支援事業

別表1 【国際戦略総合特区で措置】

・アジアヘッドクォーター特区(東京都) 【平成24年春「国と地方の協議」に提案／平成25年8月30日付、別表1に追加された事業】

- 事業概要： 指定地方公共団体が認定する企業に就労予定の外国人に係る在留資格認定証明書交付申請の審査の迅速化。
- 変更内容： 当該特例措置の対象となる在留資格の整備に伴う改正。

②高度人材外国人受入促進事業

別表1 【国際戦略総合特区で措置】

・アジアヘッドクォーター特区(東京都) 【平成25年秋「国と地方の協議」に提案／平成26年3月28日、平成26年12月27日付、別表1に追加された事業】

- 事業概要
以下の企業に就労する外国人について、高度人材ポイント制(※)におけるポイントの特別加算の対象とすることで、高度人材外国人の企業への受入れを促進し、対日投資の促進と国際競争力の強化を図る。
 - ① 総合特区法の税制優遇の対象となる事業を行う企業に就労する外国人
 - ② 総合特区の地方公共団体から特定国際戦略事業を実施するために必要な経費に関する補助金の交付を受ける企業に就労する外国人

※高度人材ポイント制

学歴、職歴、年収等の項目ごとにポイントを設け、70点以上獲得した者には、永住許可要件の緩和や配偶者の就労等の出入国管理上の優遇措置を講ずる制度。

- 変更内容： 当該特例措置の対象となる在留資格の整備に伴う改正。

③特定伝統料理海外普及事業

別表2 【地域活性化総合特区で措置】

・京都市地域活性化総合特区(京都市、京都府) 【平成24年春「国と地方の協議」に提案／平成25年8月30日付、別表2に追加された事業】

- 事業概要
特定伝統料理(※)の海外への普及を図ることを目的として、特区内において、新たに特定伝統料理の調理に係る業務に従事する活動を行うことを可能とするため、在留資格「特定活動」について、あらかじめ法務省告示で定めている活動の特例を設ける。

※特定伝統料理・・・特区内において考案され広く提供されている我が国の伝統的な料理。

- 変更内容： 根拠法令の整備に伴う改正。